

4 調停・審判による手続き

- 家庭裁判所の調停・審判で遺産分割が決定した場合は下記の書類等が必要です。
- 調停調書（謄本）、審判書（謄本）印鑑証明書等は原本の提示が必要です。
なお、必要書類は、コピーをとらせていただき、原本はお返しいたします。
- 「相続手続依頼書」には当金庫の預金等を相続される方の署名・捺印が必要です。

No.	必要書類等
1	調停調書（成立）謄本 ●調停による場合
	審判書謄本・確定証明書 ●審判による場合
2	当金庫の預金等を相続される方の印鑑証明書 ●発行より6ヶ月以内のもの ●相続人様が未成年者等の場合は、代理人様等の印鑑証明書が必要です。（※1）

 原則、上記の書類を提出いただき、当金庫で内容を確認したのちに「相続手続依頼書等」をご記入いただきます。その後、お支払いの手続きを行います。

3	相続手続依頼書（当金庫所定の相続預金等お支払いの依頼書） ●当金庫の預金等を相続される方にご署名・実印でのご捺印をしていただきます。（※1）
4	被相続人の通帳・証書等（※2） ●喪失されている場合は、「相続手続依頼書」でご申告ください。

※1. 相続人様が以下に該当される場合は、追加で必要となる書類がございます。

こちらをご確認ください。

（未成年・成年後見人制度を利用・海外居住者・相続放棄される方）

※2. 被相続人様お取引内容によっては別途書類が必要となる場合があります。